

環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業 基本協定書（覚書）（案）

江別市と グループの構成員である【 】、【 】及び【 】（以下総称として又は文脈により個称として「優先交渉権者」という。）は、環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業（以下「本事業」という。）に関する優先交渉権者の決定を確認すること、及び江別市と本事業の遂行者（以下「事業者」という。）との間で締結される委託事業契約（以下で定義する。）の締結に向けた江別市と優先交渉権者双方の協力について定めることを目的として基本協定書（覚書）（案）（以下「本書」という）を作成する。

（定 義）

第1条 この協定において次の各号に規定する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「基本協定書（覚書）（案）」とは、江別市が平成19年3月16日付で公表した「環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業 基本協定書（覚書）（案）」を言う。
- （2）「委託事業契約」とは、本事業の実施に関し、江別市と事業者との間で締結される委託事業契約をいう。
- （3）「委託事業契約書(案)」とは、江別市が平成19年3月16日付で公表した「環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業 委託事業契約書(案)」をいう。
- （4）「事業者提案」とは、募集要項等に基づき優先交渉権者が平成 年 月 日付で提出した本事業の実施に係る提案書類一式をいう。
- （5）「募集要項」とは、江別市が平成18年11月15日付で公表した「環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業 募集要項」をいう。
- （6）「募集要項等」とは、募集要項、様式集、要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本協定書（覚書）（案）及び委託事業契約書(案)を総称していう。
- （7）「本件施設等」とは、事業者が本事業を遂行するために運転・維持管理する施設をいう。
- （8）「優先交渉権者決定基準」とは、江別市が平成 年 月 日付で公表した「環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業 優先交渉権者決定基準」をいう。
- （9）「要求水準書」とは、江別市が平成19年1月26日付で公表した「環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業 要求水準書」をいう。
- （10）「様式集」とは、江別市が平成18年11月15日付で公表した「環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業 様式集（1）」及び平成19年1月26日付で公表した「環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業 様式集（2）」をいう。

（基本的合意）

第2条 江別市は、 グループの構成員たる【 】（以下「代表者」という。）、【 】及び【 】を、本事業の実施に関して、江別市と優先的に交渉できるものとして決定した。

- 2 優先交渉権者は、本事業を実施する民間事業者の選定手続において、江別市が募集要項等に提示した条件（以下「提示条件」という。）を遵守のうえ、江別市に対して事業者提案を行ったものであることを確認する。
- 3 優先交渉権者は、事業者提案の一部が提示条件に合致しない場合には、提示条件の内容が優先すること及び事業者提案の内容が提示条件に合致するか否かについては、江別市がその裁量によりこれを判断することを確認する。
- 4 優先交渉権者は、事業者の設立の前後を問わず、また、委託事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任で本事業のスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うものとし、江別市は、必要かつ可能な範囲において当該準備行為に協力するものとする。江別市が当該準備行為に協力する場合においても、その費用は、優先交渉権者又は事業者の負担とする。
- 5 第4項の準備行為及び協力の結果は、委託事業契約締結後、事業者が速やかに引き継ぐものとする。

（委託事業契約についての協議）

- 第3条** 江別市及び優先交渉権者は、提示条件、事業者提案及び委託事業契約書（案）に基づき、委託事業契約の締結に向けて誠実に協議するものとし、可及的速やかな委託事業契約の締結に向けて最大限の努力を行うものとする。
- 2 江別市及び優先交渉権者は、委託事業契約に関し、提示条件及び事業者提案によっても不確定な事項については、募集要項等において示された本事業の目的に照らして協議するものとする。
 - 3 江別市及び優先交渉権者は、別紙1に記載のスケジュールに従って、平成19年 月 日までに、委託事業契約を締結することを目途とし、協議するものとする。
 - 4 江別市及び優先交渉権者は、委託事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

（株式の譲渡等）

- 第4条** 優先交渉権者は、その保有する事業者の株式を譲渡し、これに担保権を設定し、又はこれにつきその他の処分を行う場合には、事前に書面による江別市の承諾を得なければならない。
- 2 優先交渉権者は、前項に従い江別市の承諾を得て事業者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しその他江別市が合理的に要求する資料を速やかに提出するものとする。

（事業者の設立）

- 第5条** 優先交渉権者が複数の企業から構成される場合、優先交渉権者は、本書締結後速やかに、遅くとも委託事業契約の締結日までに、事業者を会社法上の株式会社として適法に設立し、その商業登記簿謄本を江別市に提出するものとする。
- （1）事業者の本店所在地は、江別市とする。
 - （2）事業者の定款には、会社法第107条第1項第1号に基づく発行する全部の株式の譲渡制限を規定する。
 - （3）事業者は、遅滞なく取締役及び監査役を選任し、その選任後速やかにこれを江別市に

通知する。また、その後取締役又は監査役の改選がなされた場合も、その改選後速やかにこれを江別市に通知する。

(4) 事業者は、毎事業年度末から2ヶ月以内に、当該事業年度の財務書類及び監査報告書の写し、その他江別市が合理的な事由に基づき要求する書類を、江別市に提出するものとする。

(資金調達協力義務)

第6条 優先交渉権者は、江別市に提出した事業者提案に従い、事業者に出資し、事業者による借入その他の資金調達の実現のために最大限協力するものとする。

(事業者への出資者)

第7条 優先交渉権者は、第5条により事業者を設立するに当たり、別紙2に株主として記載された各出資者に、その株主の出資額として記載されている金額の出資をさせるものとする。

2 代表者は、必ず事業者の株式を引き受けなければならない。その出資額は、事業者の構成員中最高でなければならない。

3 代表者は、第1項に従い自己以外の出資者が負う出資義務を保証するものとし、いずれかの出資者が同項所定の出資を行わないときは、当該出資者に代わり、同項に従い当該出資者が出資すべき額の出資を行うものとする。

4 代表者を含む優先交渉権者で、別紙2に従い、事業者の過半数の株式を保有しなければならない。但し、優先交渉権者全員の出資は要しない。

5 優先交渉権者は、事業者設立時及び増資時における各株主から別紙3の書式の誓約書を徴して、江別市に提出するものとする。

(財務支援)

第8条 優先交渉権者は、事業者の財務状況に照らし江別市が要求した場合には、連帯して事業者に対する追加出資、その他江別市が適切と認める支援措置を講じるよう努めるものとする。

(委託事業契約の不成立)

第9条 江別市及び優先交渉権者は、委託事業契約の締結に至らなかった場合、既に江別市及び優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用を各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、委託事業契約の締結に至らなかったことに帰責事由があるときは、相手方に対して、損害賠償義務を負う。なお、優先交渉権者側に帰責事由がある場合には、優先交渉権者全員で連帯して損害賠償義務を負担するものとする。

(本書の有効期間)

第10条

本書の有効期間は、本書の締結の日から委託事業契約が終了するまでとする。

(秘密保持)

第11条 江別市及び優先交渉権者は、この協定に関する情報を、相手方の同意を得ないで第三

者に開示しないこと、及びこの協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合、優先交渉権者が本事業に関する資金調達のために開示を必要とする場合、情報公開条例その他法律・条例等に基づき開示する場合及び江別市の議会から求めがあった場合は、この限りでない。

（準拠法及び裁判管轄）

第12条 この協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、この協定に関する一切の裁判の第一審専属管轄権は、札幌地方裁判所に属するものとする。

以上を証するため、この協定書 通を作成し、江別市並びに優先交渉権者の代表者及び各構成員は、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

【平成 年 月 日】

江別市高砂町6番地

江別市長

【 】
【 】
【 】

【別紙 1】（第 3 条 3 項関係）

江別市と事業者の委託事業契約締結までの予定は次の通りである。

平成 年 月	基本協定書（覚書）の締結
平成 年 月	委託事業契約の締結

【別紙 2】（第 7 条第 1 項関係）

（設立時の株主名、住所、及び出資額を記載した一覧表添付記載）

【別紙3】（第7条5項関係）

誓約書

江別市長 様

【 】の株主である【 】【 】【 及び【 】（以下「株主」という。）は、本日付けをもって、江別市に対し、環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業（以下「本事業」という。）に関して、以下の事項を誓約します。

- 1．株主は、その所有する【 】の株式を譲渡し、これに担保権を設定し、又はこれにつきその他の処分を行うときは、江別市に対し別紙1の書式による株式処分承認申請書を提出し、事前に江別市の書面による承諾を得る。
- 2．株主は、その所有する【 】の株式を譲渡しようとするときは、当該譲受人をして、本誓約書と同様の内容の誓約書を予め江別市に提出させる。また、株主（その所有する株式を全部譲渡することにより【 】の株主たる地位を失った者を除く。）は、株主間契約に関し、当該譲受人を当事者に含める旨の変更を行い、当該譲受人を株主間契約の当事者とする。
- 3．株主は、上記誓約の内容を担保するため、株主間で締結する株主間契約の中で上記の誓約の内容を定めることとし、株主間契約の写しを江別市に提出する。

平成 年 月 日

住所

企業名

代表者名

【別紙 3 の別紙 1】 株式処分承認申請書の書式

株式処分承認申請書

江別市長

様

このたび、私の保有する【 】の株式を次のとおり処分したいので、ご承認いただきたく、ここに申請いたします。

1 申請書の提出者

一般株主

入札にあたっての提案グループの構成員であったもの

2 申請に係る処分

株式の譲渡

株式の担保設定

その他の処分（具体的内容： ）

3 申請の理由

（ ）

4 処分の相手方

住所：

氏名：

代表者（法人の場合）：

5 処分株式数：（ ）株

6 処分予定日：平成 年 月 日

平成 年 月 日

申請者：

住 所：

代表者：